

令和3年門審第3号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官福間功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和2年9月4日16時45分

福岡県鐘崎漁港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 27トン

全 長 19.14メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,176キロワット

3 事実の経過

(1) Aの設備等

Aは、英国で建造された2機2軸のFRP製快遊艇で、3層構造を成し、最上層のフライングブリッジの左舷側に操縦席を、中層の前部右舷側に操舵室を、同層の後部にサロンを、最下層に客室、ギャレイ及びシャワールーム等をそれぞれ配し、水深の詳細が確認できるGPSプロッター、電子海図情報表示装置（以下「ECDIS」という。）、コースレコーダー、エンジンテレグラフィロガー及び航海情報記録装置等を装備し、a受審人がリース会社から借り入れたものであった。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、知人6人を同乗させ、マリンレジャーの目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年9月4日08時00分山口県宇部マリーナを発し、倉良瀬戸の、鐘崎漁港と福岡県地ノ島とに挟まれた水域（以下「地ノ島南東方水域」という。）を西行して、同県博多港に向かった。

a受審人は、12時00分博多港内に錨泊し、水上オートバイでの遊走など、知人たちにマリンレジャーを楽しませた後、気象情報により台風第10号が九州方面に接近することを知り、同台風の影響を避けるために、関門港若松区に避難することとし、14時50分博多港内を抜錨した。

a受審人は、往航で西行してきた倉良瀬戸に向けて東行していたところ、同乗者2人が船酔いのため気分が悪くなったので、倉良瀬戸南方の神湊浦で漂泊して船酔いの回復を待つこととし、15時30分鐘崎漁港の西方沖合約2.5海里の神湊浦内で、機関を中立運転として漂泊を開始した。

a 受審人は、神湊浦で漂泊中、関門港若松区の係留場所で待機する知人たちのためにも、少しでも早く係留場所に着くことを考え、往航で西行してきた地ノ島南東方水域を、ショートカットで東行して係留場所に向かうこととし、ほぼ高潮時に同水域を西行した往航とは異なり、復航では、ほぼ低潮時に同水域を東行することとなり、水深が浅くなった同水域では乗り揚げのおそれがあったが、GPSプロッターに残る往航の航跡をたどりながら、同水域を東行すれば支障ないものと思い、潮汐を調べたうえで、作動させていたECDISやGPSプロッターで地ノ島南東方に点在する干出岩の存在を確認して十分な水深がある水路を航行するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a 受審人は、16時30分神湊浦を発進し、地ノ島南東方水域に向けて東行を再開し、同乗者6人をサロンのソファーに腰掛けさせ、自らはフライングブリッジ左舷側の操縦席で操船に当たり、16時36分半僅か前鐘崎港西防波堤灯台から266度（真方位、以下同じ。）1.82海里の地点で、針路を056度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、地ノ島南東方水域に向け手動操舵によって進行した。

a 受審人は、16時43分鐘崎港西防波堤灯台から298.5度1.03海里の地点に達したとき、GPSプロッターの表示で、水深が徐々に浅くなることを認め、速力を5.0ノットに減速したものの、依然として、地ノ島南東方水域に向けて続航し、地ノ島南東方に点在する干出岩に向首進行する状況となり、16時45分鐘崎港西防波堤灯台から308度1,770メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同干出岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当

たり，視界は良好であった。

乗揚の結果，舵板，プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損等を生じたが，のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は，鐘崎漁港西方沖合において，地ノ島南東方水域を東行する際，水路調査が不十分で，地ノ島南東方に点在する干出岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は，鐘崎漁港西方沖合において，地ノ島南東方水域を東行する場合，ほぼ高潮時に同水域を西行した往航とは異なり，復航では，ほぼ低潮時に同水域を東行することとなり，水深が浅くなった同水域では乗り揚げるおそれがあったから，潮汐を調べたうえで，作動させていたECDISやGPSプロッターで点在する干出岩の存在を確認して十分な水深がある水路を航行するなど，水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに，同人は，GPSプロッターに残る往航の航跡をたどりながら，地ノ島南東方水域を東行すれば支障ないものと思い，水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により，地ノ島南東方に点在する干出岩に向首進行していることに気付かずに乗り揚げる事態を招き，舵板，プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損等を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年8月26日

門司地方海難審判所

審判官 栞 原 和 栄